

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県看護職員修学資金貸与条例 昭和37年3月30日 条例第19号</p> <p>(返還の債務の当然免除)</p> <p>第6条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設</p> <p>エ～カ 省略</p> <p>キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)</p> <p>ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業(同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。)</p>	<p>愛媛県看護職員修学資金貸与条例 昭和37年3月30日 条例第19号</p> <p>(返還の債務の当然免除)</p> <p>第6条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第2条第1号に掲げる者に貸与する修学資金(以下「看護職員養成施設修学資金」という。)の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後(引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後)1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等(クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が3年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続く期間を加えた期間)が5年に達したとき。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条_____に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設</p> <p>エ～カ 省略</p> <p>キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)</p> <p>ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業(同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。)</p>

新	旧
ケ・コ 省略 (2)・(3) 省略	ケ・コ 省略 (2)・(3) 省略